

小平市立小平第四小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは身近な人権侵害であり、決して許される行為ではない。我々教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうること」、「どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、家庭や地域、教育委員会、関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組んでいかねばならない。

そのために、いじめの防止に向けた学校体制の確立と教員の指導力の向上等を目指し、本基本方針を策定する。

2 主な取組

(1) 授業等でのいじめ防止教育活動の充実

- ①道徳や特別活動等の時間において、いじめ防止のための「学習プログラム」の活用を中心とした授業を行い、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ②校内研修において積極的に人権教育プログラムを活用し、教職員の人権感覚や人権意識の醸成を図る。さらに、『いじめ防止教育プログラム（平成26年2月東京都教育委員会）』を活用し、いじめの未然防止に向けた学校の対応等について実践力を磨いていく。
- ③縦割り班活動や兄弟学年遠足等、異学年交流の機会を設け、他者を思いやる心情と実践力を育む。
- ④道徳授業地区公開講座等で、思いやりや生命尊重、他者理解等の講演会・意見交換会を行い、家庭や地域と連携した子どもの育成を推進する。

(2) いじめの未然防止や早期発見のための措置

- ①『いじめ対策委員会』（いじめ防止等対策のための組織）を設置し、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。なお、いじめ対策委員会の構成メンバーは、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、学年主任、専科主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
- ②いじめ防止地域サポートチームを編成し、早期のいじめ発見に努める。構成メンバーは、民生児童委員、学校経営協議会委員、PTA役員とする。

- ③いじめの問題等に関する指導記録簿等を作成し、その指導記録を保存し、児童の進学・進級の際に適切に引き継ぎができるようにする。
- ④ふれあい月間を通じて、いじめに関する児童・生徒アンケートを年3回以上実施するとともに、『いじめ発見のチェックシート』を月に1回活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ⑤スクールカウンセラーによる第5学年及び第6学年児童の全員面接を行い、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑥いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。
- ⑦子どもがいじめの相談を行いやすいように、校長室前に「学校 SOS ボックス（校長先生あのね）」を設置する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童・生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、「ファミリールール」のリーフレットをはじめ東京都教育委員会からの配布物を活用し家庭と連携したルール作り等、保護者への協力を依頼する。
- ②警察や電話会社等、外部機関による情報モラル教育の機会を設け、未然防止の気持ちを醸成する。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめ発見・通報

- ・いじめ発見・通報を受けた教職員は、『いじめ対策委員会』にいじめの状況についての第一報を入れる。

(2) いじめの情報を集める

- ・第一報を受けた『いじめ対策委員会』は、関係教員に「誰から、どのような情報を集めるのか」を指示し、その後、集めた情報を集約する。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・いじめを受けたりいじめを知らせてきたりした児童・生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられるように環境を確保する。さらに、SCによるカウンセリングを児童や当該の保護者に行うなど、心のケアにも努める。

(3) 指導・支援体制を組む

- ・『いじめ対策委員会』は、発生しているいじめ問題解決のための支援体制を組む。

(4-①) 子どもへの指導・支援を行う

- ・いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめをした児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自ら

の行為を振り返らせるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

- ・いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(4-②) 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校と連携方法について話し合う。

(5) 犯罪行為として取り扱う

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、教育員会に情報提供後、警察に通報する。緊急性がある場合は、警察への通報後、教育委員会に報告する。
- ・プレスの可能性も考え、その対応について教育委員会と協議しその対策を考える。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (4) プレスの可能性も考え、その対応について教育委員会と協議しその対策を考える。